

## はじめに

広島県教育委員会は、平成 27 年度に義務教育諸学校で使用する教科用図書の「選定資料」について、広島県教科用図書選定審議会に対して諮問し、このたび答申されました。

この答申に基づき選定資料を作成しましたので、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第 10 条の規定により送付します。

教科用図書は、学校教育において、教科の主たる教材として使用される重要なものです。

そのため、教育基本法や学校教育法で示された教育の理念や目標及び学習指導要領における各教科の目標や内容等に則り、本県の児童生徒に最も適切な教科用図書を採択することが必要です。

各採択権者においては、この資料を活用して教科用図書の調査研究を十分に行い、適正かつ公正な採択を行ってください。

平成 26 年 6 月

広島県教育委員会